

地域団体の皆様によるベンチの設置及び危険なベンチ通報のお願い

1 バス停ベンチの設置基準を改正しました

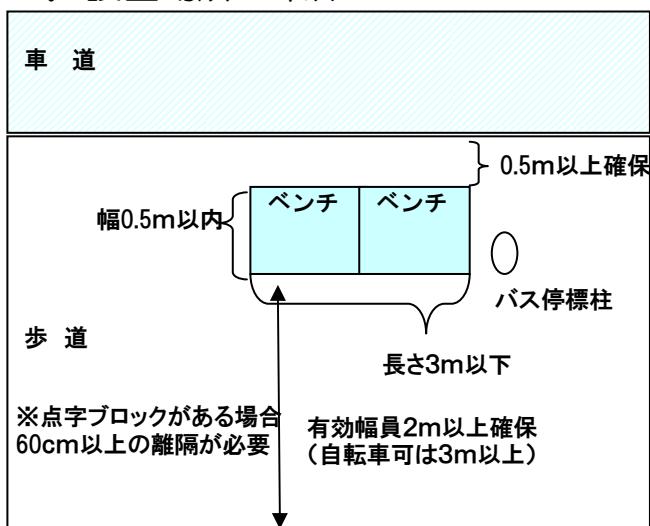
福岡市では「高齢者や障がい者、小さい子供のためにバス停にベンチを」といった要望を受け、従来、バス事業者に限定していた**ベンチの設置（占用）許可を平成24年度より、地域団体の皆様にも拡大いたしました。**

この制度（道路占用許可制度）について、広報が不充分であったため、改めて地域団体の方へお知らせしています。

設置するためには以下のようないくつかの条件があります。

○設置条件等

1. 設置場所の条件



3. ベンチ例

据置タイプ



バス留タイプ



※ベンチについては、強風で飛ばされないタイプでお願いしています。

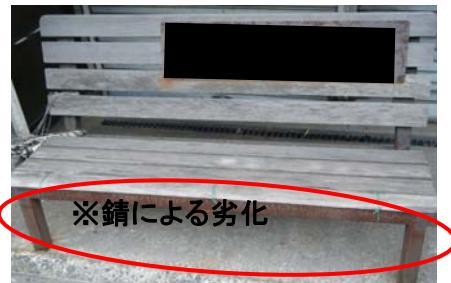
※設置には市の許可及び警察の許可が必要です。上記条件を満たしていても、自転車・歩行者の通行量が多い箇所や傾斜のある場所等では設置が認められない場合があります。

設置費用や維持管理費用に充てるため、**近隣の店舗等の広告を貼付することができます。**

バス停ベンチの設置をご検討される場合は、ベンチの規格や諸条件をご説明いたしますので、**道路下水道局路政課 (TEL092-711-4458)**までご相談ください。

2 危険なベンチ発見時のご連絡のお願い

バス停付近にある、下の写真のようなベンチは、**材質的に破損しやすく、いたずらによる損壊等、危険性があることから、設置を認めておりません。**



所有者不明で管理がされていないベンチが道路上に放置され、怪我をされた事例が発生しております。

所有者不明で、破損等で明らかに座れないベンチにつきましては、現地等を確認後、可能な限り撤去いたしますので、このようなベンチを見つけた場合はご連絡ください。

道路の安全・安心利用へのご協力をよろしくお願いします。

危険なベンチに関する連絡先

東区維持管理課 TEL 645-1056	城南区維持管理課 TEL 833-4077
----------------------	-----------------------

博多区維持管理課 TEL 419-1061	早良区維持管理課 TEL 833-4336
-----------------------	-----------------------

中央区管理調整課 TEL 718-1082	西区管理調整課 TEL 895-7046
-----------------------	----------------------

南区維持管理課 TEL 559-5091	
----------------------	--

バス停ベンチ設置に関するお問い合わせ先

道路下水道局路政課 TEL 711-4458
